

## 木曾岬干拓地整備事業（第2期）環境影響評価準備書 三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要

日時：令和5年9月29日（金）13:30～16:15

場所：三重県桑名庁舎 第1会議室

委員：水質の環境影響評価の項目で、水の濁り以外の項目が選定されていないことについて、非選定理由としては、管理運営規定を設け、それで管理できるからということで、ストックヤードへ搬入される建設発生土に雨水が接触して、河川や海へ溶出するおそれがありますが、搬入する土壌の溶出試験を行って、問題ないもののみを搬入するから、選定していないということでしょうか。

事業者：搬入する建設発生土については、環境基準、土壌汚染対策法に基づく基準に適合したものでなければ搬入しないということになっています。それは、必ず事業者が事前に土壌調査結果を確認したうえで、受け入れることになっています。

委員：大気質について、例えば159頁に環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由が挙げられていますが、おそらく工事車両から排出される排気ガスといったところから二酸化窒素や浮遊粒子状物質などが発生する可能性があるのも、それは確実に調べるとして、それ以外の項目については排気ガスに問題のある車両は使用しないことにしてるから大丈夫だということだと思います。もしそうであれば、選定及び非選定理由欄に記載いただいた方が良いと思いました。例えば、二酸化硫黄、一酸化炭素について、その周辺域で観測している値が低いから問題ないというのは、理由になっていません。その発生源、工事で発生するものを、モニタリングする必要があるのかという理由が必要だと思います。また、一酸化炭素については、一酸化炭素の欄ではないところに理由が記載されていますので、整理された方が良いのではないかと思います。

事業者：搬入に使用する車両は、基本的に排気ガス等は問題がないという前提ですので、このような選定をしています。

委員：ですので、そのように一対一で対応するように記載された方が良いという、書き方の問題なのですが。

事業者：今の選定及び非選定理由に記述している周辺の二酸化硫黄等のバックグラウンド濃度についてですが、周辺の濃度が十分に低い状況だということで、通常使用する建設機械、工事用車両については、先ほどの説明のとおり、車検に適合した車両を使うことが常識ですので、そこから排出する濃度を上乘せしても、大きな影響にはならないから選定しないという理由です。

委員：おそらくそうだとは思ったのですが、そのような文章になっていないので、記述を変えられると良いのではないかという指摘です。また、一酸化炭素のことが、光化学オキシ

ダントやベンゼン、トリクロロエチレンの欄に説明が書かれているのですが、それも本来なら、一酸化炭素については一酸化炭素の項目の右側に書く方が良いという、説明の仕方や、表の書き方の指摘です。

事業者：分かりました。そのように修正するよう検討します。

委員：水質の予測地点については、排水を行う西側のみということなのですが、水路自体は繋がってはいるとお思いますので、反対の東側には流れて行かないのでしょうか。

事業者：東側には排出しない計画で、勾配をつけて、西側にのみ流れるように考えています。

委員：それは降水時でも、一時的でも東側には行かないようにするということですか。

事業者：行政エリアが違うということから、東側に排水しにくいという事情もありますので、すべて西側に排水する計画になっています。

委員：粉じん対策で、散水を行うという説明をされたと思いますが、散水をしているときの浮遊懸濁物質のことも含めて、工事中の予測に入っているということでしょうか。

事業者：工事中の粉じんの発生に関する原単位につきましては、散水を考慮していない値を使っていますので、最大でもこのぐらいという予測の結果です。それに対して、環境保全措置で散水を行うこととしています。予測結果がそれほど大きくなかったため、散水を行った後の値は示していません。

委員：準備書 380 頁に沈下量と側方流動の記述がありますが、おそらく誤りですので、ご確認いただきたいとお思います。盛土は今回 5 m 盛るということで計算されているとおと思いますが、間違いはないでしょうか。5 m 盛った時に地盤が約 6 m も沈下するというのは大変なことですので、これはおそらく m ではなく cm の誤りだとお思います。382 頁の表 7-5-3 ですが、沈下量と側方変位量の単位、どちらも間違っているとお思いますので、ご確認ください。また、盛土の法尻から 0 m の距離で、沈下量が 0 m というのはあり得なくて、本来最も沈下する場所です。20m ぐらい離れた場所で最も沈下するという、とても変わったことになってしまっていて、おそらく沈下量ではなく隆起量を間違えて計算されているとお思いますので、この値も一度見直していただきたいとお思います。

事業者：わかりました。出典を当たって、確認します。

委員：380 頁に書かれているこの式自体は良いのですが、使われている S という値が 81.4 cm と書かれてしまっていて、それを cm でやってしまったことがまず間違いかとお思いますので、単位が誤っているという点と、沈下量ではなくおそらく隆起量を計算されているというところについて、確認をお願いします。

委員：植物の評価として、群落の減少や希少種に対しての直接的な影響については評価されていて、そこは適切だとおと思いますが、例えば土地利用において植生が一部減少することによって、土壌水分量が減少するという環境変化によって、植物群落の植生が変わること

もあり得るかと思いますが、その点については、どのように評価をされているのでしょうか。

事業者：陸生植物で予測の対象にしているものは、重要な種等の生育に及ぼす影響についてです。実際に確認された重要な種は、事業地からかなり遠いところ、もしくは水路等を挟んで、全く改変しないところで確認されていますので、影響がないとしています。ご指摘の、土壌が変わることによって、環境が変わって、何か予測しなければいけないものがあるかどうかにつきましては、事業地及びその付近で重要な種が確認されていないので、今回は言及していません。

委員：植物の重要種のところは私もそこまで危惧しなかったのですが、チュウヒの保全区となっている群落の環境が変化するという側面があります。例えば、樹林化が進んでいるという見解がありますが、乾燥化が進むと、樹木が侵入しやすくなるということが起こります。前回からの変化というのは分かりませんが、前回の工事によって変化が起きているのであれば、さらに今後、開発を行うことによって乾燥化が進み、植生が変化するということが、チュウヒや他の生物の生息環境にも影響を及ぼすことが考えられると思います。

事業者：今のご指摘のとおりで、木曾岬干拓地自体が何かの開発事業によって変化してるといっても、何もしていない状況がずっと続いていることによって、いろんな植物が入って、そういったもので樹林化が進んでいるという状況です。今回の環境影響評価の結果においては、ご指摘の重要種以外の動植物のことも関連すると思いますが、陸生動物と生態系におきまして、チュウヒの生息への影響を低減するために、保全区の整備を、継続するといったことを記述しています。そこで、チュウヒの生息への影響を低減するために、樹木伐採ですとか、必要な草刈とか、そういったことを続けていくということも考えています。

委員：そこに関しては調査、予測、評価はせずに、影響が出た際に対策をするという方針という理解で良いですか。

事業者：影響が出た際というよりは、今回の調査の結果から、チュウヒが事業地の南側、特に保全区を餌場として利用しているのですが、そういったことが続けられるように、これから影響が出たらではなくて、事業を開始する際に、保全区の整備を継続していくことを考えています。

委員：植物に対しては、植物の変化が起こるかどうかなどということを予測するのではなくて、変化した後の対策として対応されるということですね。もう1点、チュウヒの保全に対してのご意見が非常に多く、それに対して、事後調査をするという回答が多くなっています。保全区の面積自体は、今後変えることが難しいかとは思いますが、一方でチュウヒの保全においては、かなり広大な空間の維持ということが、重要ではないかと思えます。そのことについて、どのような方針をお持ちか、お教えください。

事業者：事業者としては、現在保全区として設定している空間をできるだけチュウヒが使いやすい、繁殖しやすい状況に出来るようにしていくということが、目指すところですので、

保全区自体を大きくするという考えは今のところ持っていません。

委員：今の面積でも十分対策を講じられるという見解で進められていますか。

事業者：そのために保全区の環境改善を引き続き行うということで考えています。

委員：例えば、何羽あたりにどのぐらいの面積が必要で、という定量的な評価があれば、より具体的な対策として示せるのかと思いますが。

事業者：チュウヒー番（つがい）について、どれぐらいの面積がということは、いろいろ調査をしても、文献等を見ても、よく分からないところがあります。ですので、今のところは、どれだけ面積を維持していかなければいけないということは、はっきり分からないのですが、現状保全区として設定しているところで、十分な対策を行って、より良い環境を維持していきたいと考えています。

委員：コガタガムシやコガムシなどの水生昆虫が確認されていますが、どのような方法で採取されたのでしょうか。特に知りたいのは、ゲンゴロウの仲間が確認されていないことについて、ゲンゴロウ類も潜在的には見つけられる方法で、ガムシが見つまっているのかということです。

事業者：コガムシですが、直接観察つまり任意踏査、それとライトトラップで確認されています。

委員：水の中を探したということではないのですね。

事業者：水生生物の調査は別に実施してはいるのですが、コガムシについては陸上の調査で確認されています。

委員：水生生物の調査で、潜在的にこういうものも見つけられるようなことがあったのでしょうか。

事業者：水生生物の調査も水路や、保全区の中の池で、たも網を用いて調査しているので、生息していれば確認されると思いますが、今回は確認されていないということです。

委員：同じく438頁を見ると、半翅目の種類が多いように思いますが、これは草地なのでウンカ、ヨコバイ類といった種が多いということでしょうか。

事業者：全種のリストが手元にないので、確認後に回答させていただきますが、先生のおっしゃるとおり、草地なのでウンカ、ヨコバイ、カメムシ等が多い環境かと思います。

委員：昆虫の種数だけ出ていて、種名のリストがないので、こういうことを聞くことになるのですが、重要な種以外の種も環境を構成する要素ですので、全部出していただきたいと思います。

事業者：準備書、評価書に掲載するかどうかは別として、リストについては提供させていただきたいと思います。

委員：少なくとも電子データではコストがかかるわけでもないですし、ぜひ、他の方、一般市民の方々にもファイルが閲覧できるように、公開していただきたいと思います。何か権利関係で出来ないということであれば別ですが、そうでなければ、公開していただきたい

ですね。通常であれば、資料編というものを作って、公開していると思います。

事業者：今ご指摘があった、リストの件については、掲載するようになりたいと思います。

委員：昆虫、クモ類、鳥類もそうですが、評価の部分に「同様の環境は事業実施区域周辺に広く分布するため影響が極めて小さい」というような記述が多く見られます。例えば、484頁のコガネグモの欄では、「本種の主な生息環境である草地に一部縮小が生じるものの、同様の環境が事業実施区域周辺に広く分布する」という記述となっています。しかしながら、周辺を入れて、まだまだ大丈夫ということ、環境アセスメントで求められているのでしょうか。この事業実施予定区域の環境がどうなるかを評価していただきたいと思います。広い範囲、それこそチュウヒでも、日本全体で言えば100ペアぐらい繁殖してるから、1ペアぐらいは影響がないとか、そういう理屈が成り立つのですが、それはおかしいですね。だから周辺のことはさておき、事業実施区域について予測、評価をしていただけないでしょうか。

事業者：事業実施区域は全面的に改変するということですので、そこに対する評価をするとすると、大きな影響があって、回復が不可能であるという記述になってしまいますが。

委員：そうだと思いますよ。だから周りにまだ残ってるから、これだけ開発しても影響がないということであれば、そもそも生物について、アセスメントする必要すらなくなってくると思います。

事業者：他事業の環境影響評価においても、何か物を作るところは、改変して違うものに置き換わってしまうので、インパクトを与えたときに、対象になる重要種等が周辺を含めて、生息環境として成り立っていきえるのかどうかというところを予測評価していく、ということが前提です。事業で違うものに置き換わってしまうことによって、それなりの影響があるものについては、保全措置を講じていくという流れなので、他の事例も今回の準備書の記載の流れと同様と考えています。

委員：他の事例ではそうかもしれませんが、それがお手本になるかということ、そんなことはないと思います。また、コガネグモの記載について、AからEブロックで調査をされていて、Cブロックが開発予定地だと思いますが、「工事の実施により本種の主な生息環境である草地に一部縮小が生じるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に広く分布する」というのは、記述としても、考え方としてもおかしいと思います。事業実施区域に関しては、消失するので、一部縮小ではないと思います。コガネグモに関しては、Aブロックでは1個体、Bブロックで24個体、Cブロックでは125個体で、Dブロックで46個体、Eブロックで11個体ですね。Cブロックはほぼ全面的になくなるわけですが、それでも一部縮小ということで良いのですか。

事業者：Cブロックについても、一部は緑地帯として、残っていくところはありますが、ほぼ全体が5mの盛土をしますので、生息はできないと思われます。記述的にはそう書くべきかもしれないのですが、一般的なアセスの書き方としては、こういう評価をしないと事業そのものできないということになってしまいますので、こういう書き方をしている

ということですが。

委員：事業ができるような記述の仕方を工夫していますと、事業者が言われたわけですが、いわゆるアワメントというやつですね。聞いたことがあると思いますけど、そういうことをする意味があるのですか。

事業者：動物につきましては、生息環境という面でとらえていまして、調査した時に確認された地点とか個体数だけで、とらえておりません。ですので、事業地があるCブロックに生えている草と同様のものが、Cブロック以外にも広く分布していますので、こういう表現をとらせていただいています。

委員：もう少し定量的に、全体的なアセスでとらえるべきだと思いますが、どうして他のところでは少ないのですか。

事業者：定量的なものを今この場をお示しすることが出来ないのですが、確認された地点を見る限り、外周水路全体で確認されていると考えています。

委員：コガネグモの個体数でいうと、かなりの部分はCブロックにいて、他のところは明らかに少ないですね。だから、影響が極めて小さいというわけではないと思います。

事業者：コガネグモだけでとらえてみると、水路沿いの草地で確認されていることが多い状況です。今回はストックヤードの整備の仕方として、外周にバッファゾーンを設けますので、その水路沿いというのは、改変しない区域も広く取られることとなります。

委員：見る限り、真ん中の道で多く確認されているように見えますし、少なくとも準備書にそういうことが書いてあるわけではなく、現状で納得できるようなものではないと思いますね。

委員：カヤネズミについてですが、南北に分かれて分布しているような状況だと思います。現状も太陽光パネルがありますが、現状は東西にかろうじて草地や樹木があって南北間で個体の交流があるのかと思います。今回盛土をして、西側のスペースに沈砂池を設ける部分が残りますが、その部分が、どのような環境になるか、カヤネズミや草原性の生き物が南北間を移動できるような環境が残るのか、裸地になるのか、どのような予定でしょうか。

事業者：盛土部分以外のところについては、残置するというふうに考えています。

委員：草も刈らず、工事に入れるということですか。

事業者：そうですね。必要な通路等の整備は行いますが、それ以外の部分については、基本的には現況のままになります。

委員：分かりました。続いてチュウヒ、生態系に関するところですが、先ほど指摘された昆虫でもそうですが、せっかく植生図が細かく作られているのに、最終的に生態系を評価するときには、単純に草地、樹林地というふうにまとめられて評価されているわけです。保全区にしてもそうですが、草地の質、植生のタイプによって、チュウヒにとっての採餌環境、営巣環境、或いは罅（ねぐら）にしてもそうだと思います。それが全部まとめて草地

になっていて、草地の面積としてはこれぐらいの減少で留まる、草地は広く存在しているので問題ないという評価となっているのですが、本来であればもう少し草地の群落タイプごとに、どういうところが重要で、どういうものがどれぐらい減ってというところ、或いは保全区でいろんな管理したらどういう群落がどれぐらい増えるので影響が低減できるというような評価をすべきではないかと思います。特にオオヨシキリは、単に草地の面積で評価されていますが、背丈の低いチガヤやクズで繁殖できるわけでもないので、ヨシ群落の面積としてどれぐらいなのか、そういう評価をしなければいけないと思います。また、個体数の推定をしていないということについて、確かにオオヨシキリは、あの草地面積でも絶滅しないかもしれませんが、そうではなく、チュウヒなどのその上位の餌生物として、どれだけその量がいるかというところの評価をするためにオオヨシキリを入れているわけですので、絶滅するかどうかという話ではなくて、オオヨシキリの個体数がどれぐらい存続できて、それでチュウヒの餌環境として、どのように維持できるかという評価をする必要があると思います。第1期の時の評価もそういう形でされていますが、その結果、環境保全措置をしても、3番（つがい）が繁殖できない状態というのが続いているわけですので、前回の評価も、環境保全措置というのも十分でなかったはずです。今回、同じような、それも施工計画段階で、ようやく具体的なものを考えるというようなやり方で、これで大丈夫ですと言われても困ると思っています。ですので、なぜ草地のタイプを分けないで評価されているのかということと、オオヨシキリはなぜ、その個体数、餌の量として推定しなかったのかということをお答えいただければと思います。

事業者：チュウヒの環境保全措置として保全区の整備を検討しています。チュウヒが生息、繁殖できるように、ヨシの単一群落を目指して整備を進め、現在進行形なわけですが、今後、チュウヒの生息、繁殖状況のモニタリングをしていきながら、そのヨシ群落を目指すのがより良いのかどうかということを含めて、事後調査の中で判断していく方針を考えています。そうした中で、群落を小分けにして、ヨシ群落が多く残るから問題ないというところに踏み込んだ記載を行っていません。ですので、今後保全区を整備していくにあたってモニタリング調査をして、ヨシ群落にしていくのか、違う条件にした方が良いのかという判断も、途中でする必要があると考えています。

委員：前回のアセスから今までの事後調査も含めても、相当調査をしたデータがある中で、まだこれからどの植生タイプがチュウヒにとっていいのか、そういうことをこれから見ながら分析していくっていうことでは、いつまでたっても何も始まらないという気がします。少なくとも、ヨシが今現状どれぐらいの保全区の中にあって、オオヨシキリの個体数や、チュウヒの繁殖状況とか、そういうのも併せて見ていかないと、事後調査計画でも、単にチュウヒのモニタリングとしか記述されていないので、植生のヨシの広がりがあったとか、餌動物がそれでどうなのかという観点でも確認していかないと、いつまでたっても具体的な保全策が出てこないのではと思います。

事業者：今後事業を進めていく上で実施していく事後調査、チュウヒ、オオタカのモニタリ

ング調査ですが、準備書では、生息、繁殖状況を把握するという記述となっていますが、それと同時に、チュウヒ、オオタカの生息、繁殖に適した環境がどうなっているか、特に植生についても把握していきたいと考えています。

委員：オオタカについて、あまり食痕の調査、餌の調査が出来ていません。干拓地外も含めて行動圏なのかもしれませんが、新しく代替巣を設ける場所を考えても、その南側は大部分が採餌出来ない環境になる状況で、本当に餌場が十分あると考えられているのでしょうか。

事業者：オオタカにつきましては草地、樹林地などの自然状態の土地以外のところでも狩りをしてることがよく確認されています。実際、今回の調査の中でメガソーラーの上に留まって、その上で狩りをしていたという状況も確認されていますので、オオタカについては、行動圏の中に人工物がかなりの割合を占めても問題ないと考えています。

委員：ご存知だと思いますが、オオタカは餌を取った後、林の中に持ち込んで、特に鳥の場合はそこで羽毛を抜いて、それから運ぶなり、そこで食べるという行動を取ります。今回防風林のところは全部なくなりますし、南側の保全区も樹林地を切るということですが、餌を取った後、カラスに見つからない場所で解体できる環境があるか、そういう場所はあると考えて良いのですか。

事業者：オオタカの代替巣の候補として考えているのは、XXXXXXXXXXで、群生林とまではいかないですが、XXXXXXXXXX場所を考えています。その前面にある低木などをすべて伐採して前に空間を作り、後ろの林は残した状態にして、オオタカの代替巣を形成できないかということを考えています。

委員：その場所はそれで良いのかもしれませんが、狩場と解体場所がセットでないと、運んでる最中に邪魔されるわけなので。

事業者：ですので、前面にある低木だけ切って、後ろの比較的高い他の樹木は残したままにしようというふうに考えています。

委員：その場所が狩場になっている場合は良いのですが、今まではそうではないですね。

事業者：木曽岬干拓地の外周水路沿いには、ヤナギとかの木が結構生えている状況です。伊勢湾岸道路の南側ですが、メガソーラーの横にも、中高木に近いようなものも残っています。イメージとしては、事業実施区域外側の80メートル程度のバッファゾーンというのは、こうした中木以上のものが残るような状況が続いていて、それが北まで連続しているという状況ですので、オオタカが狩りの後で、隠れられるところも残るというように考えても良いかと思います。

委員：実際の調査では、そこに運び込んでるという観察例もありますか。

事業者：逆にそういうところにしか、木があまりない状況で、中央部は背の低い草地、背の高いヨシとかもありますが、基本的には草地です。

委員：そうではなく、調査期間中に、その細い西側の樹林に餌を運び込んだような事例はあるのですか。



事業者：細かい一つ一つのデータを見直さないといけないのですが、実際に餌をハンティングした後、林に持ち込む行動自体を確認できるチャンスというのはあまりないので、データとしては、ほとんど確認されていないと思います。

委員：今後も調査されないのですよね。

事業者：毎月調査に入っていますが、餌を持ち運ぶ場所を特定するための調査は行っていません。

委員：とりあえず、そこが可能性としてはあるという判断だということですね。分かりました。

委員：水生生物の調査結果では、水路に何種類かの魚類や貝類等の底生生物が確認されていますが、濁りには耐性があるような生き物がいて、現状と改変後ではそれほど環境も変わらないだろうということで、私の専門の中では、あまり懸念していません。一方、ヌートリアについてですが、事業実施区域北側の木曽岬町辺りでは多くの確認記録があります。木曽川と揖斐川では、上流で繁殖したものが増水で下流へ流れてきて、どんどん拡大しているということで、日本で最もヌートリアの拡大が懸念されてるところが、この木曽川、揖斐川と後は岡山となっています。また、これまで盛土をしてきた名古屋港の人工島、ポートアイランドですが、流れてきたヌートリアがそこに上陸して、一大繁殖地になっています。この島は国土交通省の管轄なので、どうするのかを聞くと、黙認している状況、つまり鳥獣保護法と外来生物法の特定外来生物の駆除というところで、板挟みにあって、駆除できない状況らしいです。ねずみ算的に増えていくので、完全に手がつけられない状況となっていますが、完全な島なので、外には害が及ばない状況です。ただ、木曽岬干拓地は陸地で繋がっているのも、もしそこが一大繁殖地になってしまえば、近隣の農作物を荒らしたり、サイクルロードで人を噛んだりといった被害が懸念されます。ヌートリアは年に3回出産して、1個体が8頭ぐらい産みますし、生まれてから半年で出産できるようになります。ヨシ群落を埒（ねぐら）にするということで、チュウヒと生息環境が似ていますので、そこでチュウヒをヌートリアが威嚇するといった行動も確認されています。ヌートリアの防除のためにはヨシは刈りたいけれども、チュウヒを保全したいのでヨシ群落を増やすということになっていますので、その辺りについてどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

事業者：準備書に記載しているとおり、対象事業実施区域内でもヌートリアの確認はしています。昨年度、チュウヒのアドバイザーから「ヌートリアがチュウヒの営巣を邪魔する可能性があるので、1度調べて欲しい」ということで、保全区内のヌートリアの調査を行っていきまして、保全区全域、特に池周辺で痕跡が非常に多く確認されています。また、罟を仕掛けて試験捕獲を行ったのですが、3日間しかできなかったのも、ヌートリアは捕獲できていません。調査を行った者の話では、保全区全域でヌートリアが生息してるのは間違いないということですし、私も日常的にヌートリアを目撃していますので、かなりの数が

生息しているものと思われます。

委員：三重県としては、どうしていくのでしょうか。希少種の生息環境を保全する部分では良いと思いますが、結局ヌートリアの繁殖適地を作ることになって、ヌートリアが増えてしまう懸念があります。そうすると駆除もしようがなくなってしまいますので、その辺を念頭に置いておいた方が良くないかと思い、アセスですることではないのかもしれませんが、コメントいたしました。もう一つは、津波、震災が来たときに盛土がどのように被害を生じるかについてですが、周囲を見ると堤防があるので、それよりも高い津波は来ないのか、それとも堤防を乗り越えて、盛土が民地に流出してしまうリスクがあるのか、どのような見解でしょうか。

事業者：木曾岬干拓地内は堤防で囲まれている土地ですので、高波が中に入って来たとしても、その周辺の住宅地に影響が出るようなことは起こらないとは考えています。

委員：盛土が揺れで崩れるといったこともないでしょうか。

事業者：大きな地震が発生した場合は、普通に盛っているものですので、液状化が起こる可能性はあるとは考えています。

委員：ヌートリアが埒（ねぐら）を作るために盛土に穴を掘ってしまい、堤防が崩れたという記録もありますので、そういう観点からもヌートリアの駆除を検討した方が良くないかと思えます。

委員：長期間、第1期の環境影響評価の事後調査をされているわけですので、それを十分に活用して評価をしていただきたいと思えます。環境保全措置を第1期もされていると思えますが、それがどのような効果があったのか、なかったのかということ、事後調査結果から検証していただき、今回の事業について、全く同じような保全措置をしても意味がないので、改善し、どのような予測、評価をしているのかということ、評価書に記載していただきたいと思えます。

事業者：前回のアセスで、環境保全措置として保全区を作っているわけですが、ここまでの事後調査を検証しますと、全く効果が出ていないというのが正直な結果になっています。それは想定していたチュウヒが好む環境を創出できていないということで、残念ながら現在の保全区では、営巣地としての機能は果たせてないということが、正しい評価になっています。その意味では、前回アセスの環境保全措置は、あまり正当なものでなかったということが、正直なところだと考えています。今回のアセスにおいては、チュウヒの行動を分析しますと、南側のポートアイランドの一角で、営巣し、繁殖に成功しているという調査結果を得ていますので、そういった新しいチュウヒの行動、繁殖の形態を今後も引き続いて調査しながら、保全区について、どのような環境整備を行っていくのが良いのかということ、評価書で検証していきたいと考えています。

委員：すでに、たくさん蓄積されている情報をぜひ有効に生かしていただき、良い環境保全措置をとっていただきたいと思えます。それから、ポートアイランドに関しては、ご存

知かと思いますが、仮置き状況であり、セントレアの第二滑走路のために、積み上げていた土を、どの程度崩すのか分かりませんが、決して安定した場所ではありませんので、今回たまたまそこにチュウヒが営巣しましたが、保全がされることをあまり期待しない方がよいのではないかと思います。

事務局（地球温暖化対策課）：幹事意見として書かせていただきました、「チュウヒ保護の進め方」に基づいた就峙域の1kmのバッファゾーンを含めて評価いただきたいというのですが、回答としては、重機等の稼働時間帯を日中に計画しているので、バッファゾーンを設けた解析を行っていないということでした。確かにバッファゾーンは、人を警戒して飛び立ち始める距離を考慮して設けられたもので、今回の事業は工事期間中や供用中は日中しか工事はしないということは分かりますが、工事終了後、ストックヤードの供用後も考慮したときに、果たして就峙域のバッファゾーンを考慮しなくてもいいのかということについて、専門家の意見も踏まえた上で、もう少し丁寧な評価をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事業者：峙（ねぐら）入りとして観察されている場所については、現状立ち入りが制限されている土地で、基本的に関係者以外が立ち入れないということになっています。ストックヤードを造成する際にも、ストックヤード以南の土地に対する立ち入りは制限した状況を続けますので、その意味でバッファゾーンの評価はいらないと考えています。

事務局（地球温暖化対策課）：峙（ねぐら）には確かに立ち入らないとは思いますが、バッファゾーンの1kmというのが基本的に立ち入りを制限した方がよいところで、それが対象事業に含まれるのか、影響があるのかどうかというところで、「チュウヒ保護の進め方」に基づいた解析をした方がよいのではということですが、それに基づかずに、解析しなくても、保全が出来るということであれば、専門家の意見がある等の十分な理由を補足したうえで、予測、評価をする方がよいと思いますが、いかがでしょうか。

事業者：猛禽類の調査を進めて行く際、有識者からバッファゾーンを広めに設定して保全していきなさいという助言は出ていません。範囲がどうかというよりも、時間帯が昼間ですので、バッファゾーンを設けた解析をしていません。ストックヤードを終了した後のものについては、今回のアセスでは見ていません。あくまでも造成をする中での影響を把握するうえではバッファゾーンを設けた解析はしていないということです。

事務局（地球温暖化対策課）：「チュウヒ保護の進め方」では1kmのバッファゾーンも含めて就峙域と呼ばれていますので、それに依らずに、影響は小さいという評価であれば、なぜそう判断したのか、専門家が何も言わなかったからということではなくて、相談した結果、このような評価で問題がないということであれば良いと思いますが、現状では「チュウヒ保護の進め方」に基づかない環境保全措置になつてるように読み取れてしまいますので、もう少し詳細に検討いただけないでしょうか。

事業者：評価書の作成段階で、アドバイザーには確認させていただきますが、基本的には誰

でも自由に入出入りできる土地ではないという前提のもとに考えていますので、準備書の評価の段階では、このような評価をしているということです。

事務局（地球温暖化対策課）：このあたり、どこまで準備書で議論すべきかとか、委員から御意見はあるでしょうか。

委員：難しい問題ですよね。今回ストックヤード以降の土地利用に関して、全然計画がないからということで、予測も何もない中で、景観についても、評価しないという話でしたし、チュウヒに関しても、その後何かが出来て、人が夜も働くような状況であれば、埒（ねぐら）距離が近いのではないかということも、本来は気にしたいのですが、評価しないということであれば、どうにも出来ないと思います。

委員：理想的には、「チュウヒ保護の進め方」に従わない積極的な理由について、お示しいただきたいと思います。